

第11回 まちづくり常任委員会会議録

令和元年11月29日(金)

委員会 議室

○会議日程

- 1 開会宣告(10時53分)
- 2 調査事項
 - (1) 企画政策課所管
 - ① 令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)に係る確認結果について
 - ② JR宗谷線アクションプランに係る利用の少ない駅の廃止または自治体による維持管理について
 - (2) 総務財政課所管
 - ① 人事院勧告に伴う給与条例等の改正について
 - ② 幌延町会計年度任用職員制度について
- 3 その他
- 4 閉会宣告(13時43分)

○出席委員(6名)

委員長	2番	斎賀弘孝
副委員長	6番	吉原哲男
委員	3番	植村敦
委員	4番	無量谷隆
委員	7番	西澤裕之
委員	8番	高橋秀之

○欠席委員(2名)

委員	1番	富樫直敏
委員	5番	岡本則夫

○出席説明員

町長	野々村仁
副町長	岩川実樹
総務財政課長	藤井和之
企画政策課長	藤田秀紀
企画政策G主幹	角山隆一
企画政策G主幹	山下智昭
総務財政G主幹	伊藤崇

○議会事務局出席者

事務局長	植村美佐子
事務局主事	満保希来

齋賀委員長

ただいまより令和元年度の第 1 1 回まちづくり常任委員会を開催いたします。
本日は富樫委員と岡本委員欠席ですが、開会したいと思います。
最初に町長よりご挨拶をいただきたいと思います。

野々村町長

皆さんおはようございます。第 1 1 回のまちづくり常任委員会にお集まりをいただき、ありがとうございます。

本日は、それぞれ 1 2 月の議会に向けて、前もって皆様方にご審議をいただく案件としてございます。

懸案事項であります深地層研究計画案に対する確認会議における結果、またアンケートを実施、意見書募集をした、その結果等も本日皆様にご説明をさせていただきます。

また、もう一つ、大きな案件としては J R 宗谷本線のアクションプランについてでございます。いよいよ佳境を迎えて、それぞれの自治体の負担金、2 年間経過をして、観光振興に充てて行事をしていくという中でありますけれども、それぞれ 1 人以下の乗車率の低い駅等の廃止等、または踏切等の問題が差し迫って、どのようにするかという、皆さんと協議をしていかなければならない時期に差し迫ってまいりましたので、皆さんの忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。

あと、総務財政課では、それぞれ人事院勧告に伴うもの、または幌延町会計年度の任用職員の制度についての変更がございますので、その辺の説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

齋賀委員長

ありがとうございました。

本日の調査事項は、企画政策課所管、総務財政課所等、それぞれ 2 つの課からの所管となります。

最初に調査事項 1 番、企画政策課所管、令和 2 年度以降の幌延深地層研究計画案にかかわる確認結果についての説明を求めたいと思います。

藤田企画政策課長

令和 2 年度以降の幌延深地層研究計画案に係る確認結果について、ご説明いたします。

お手元の資料は、今月 2 0 日に幌延町で開催されました、令和 2 年度以降の幌延深地層研究計画案に係る確認結果についての説明会で用いられた資料と、今月 2 7 日まで実施した町民への意見募集によりいただいたご意見の一覧でございます。

まずは、資料 2 をご覧ください。1 枚めくっていただくと資料 2 になります。

この資料は、原子力機構が北海道と幌延町に対して、本年 8 月 2 日に令和 2 年度以降の幌延深地層研究計画案の申入れをして以降の経過や、確認会議で議論されてきた概要についてまとめた資料でございます。

確認会議での議論の概要につきましては、前回までの常任委員会等でご報告させていただきましたが、1 1 月 6 日に 5 回目の確認会議が終了し、確認会議において確認できた内容について、配布している資料 4 のとおり取りまとめられました。

この資料4は、すでに今月の上旬に議員の皆様にはFAXでお知らせしたところではあります。その内容について改めてご説明させていただきます。

5回の確認会議では、研究の進捗状況の確認と評価をしつつ、研究計画案について、当初計画の変更を必要とする環境の変化や変更の理由などが適切なものなのか。

当初計画との変更内容の問題点や疑問点などを確認しながら、変更理由と変更内容が合致しているのか。

また、研究計画案が三者協定との間で齟齬がないかなどの確認を北海道、幌延町、専門有識者のほか、道民52名から寄せられた200件の質問等も加えて、原子力機構側からの説明を受け、それらに対する質疑応答という形で進められました。

この確認会議において確認された内容ですが、まずは、幌延深地層研究センターの意義や役割については、地層処分を実施するために必要な技術・方法の信頼性について、実際の地質環境で確認し、深地層を体験・理解するための場であること。

幌延の地下研究施設は、最終処分場としない場所で技術を磨くジェネリック地下研究施設であること。

日本における地層処分研究の位置付けについては、日本でも地層処分が技術的に実施可能と国内外の専門家によって確認されており、国の特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針やエネルギー基本計画にあるように、その信頼性を高めるために、地下研究施設を使って研究開発を行うことは重要と認識されていること。

外部委員会からは、「全体として概ね適切に研究が遂行され、当期5年間の目標を達成できた」と評価されているが、一部研究は、十分になされていないと評価されたこと。

外部委員会の評価にある「技術の確立が可能な水準に達するまで」とは、地下研究施設で研究した技術が処分施設の地下環境で活用できる状態という意味であること。

幌延での研究計画延長の必要性については、研究計画は、全体として概ね適切に研究が遂行されたが、一部研究に遅れがあったことなどにより、成果が十分に得られていないため、研究成果を得るためには、継続して実施する必要がある研究があること。

研究延長が必要となったのは、外部評価に加え、フィンランドの規制委員会から地層処分に関し、処分場建設許可申請に対する審査結果が示されたことなど、国内外の地層処分を巡る状況に変化があること。

瑞浪が研究を終了するのに対して、幌延での研究を続ける理由については、瑞浪は地層科学研究のみ行っており、所期の目的を達成したため埋め戻すのに対しまして、幌延では、地層科学研究と地層処分研究開発の両方を行っており、地層科学研究はほぼ終了したが、地層処分研究開発は継続が必要であり、このため、関連する地層科学研究も一部継続する必要があること。

次に、この度の研究計画案と当初計画の範囲の関係については、当初計画の研究では、3つの必須の課題に重点をおいて取り組まれており、研究計画案の研究も3つの必須の課題の範囲内で行うものであり、いずれの研究も放射性廃棄物を持ち込まない研究であること。

このことから、研究計画案は、新たな研究計画ではなく、研究期間の延長であり、三者協定第7条に基づく、研究計画の内容の変更の対象となること。

研究期間については、令和2年度以降の研究は、第3期及び第4期中長期目標期間を通じて、技術基盤の整備の完了が確認されるよう進めること。

令和2年度以降の幌延深地層研究計画案に記されている第4期中長期目標期間は、令和4年度から令和10年度であること。

研究終了までの工程とその後の埋戻しについては、原子力機構が第3期中長期計画の中で、平成31年度末までに研究終了までの工程や、その後の埋戻しについて決定するとしていることについては、研究計画案に「これらの研究課題については、令和2年度以降、第3期及び第4期中長期目標期間を目途に取り組み、その上で、国内外の技術動向を踏まえて、地層処分の技術基盤の整備の完了が確認できれば、埋戻しを行うことを具体的工程として示します。」と示していること。

令和2年度以降の研究は、第3期及び第4期中長期目標期間を通じて、技術基盤の整備の完了が確認されるよう進めること。

第4期中長期目標期間で技術基盤の整備の完了が確認できた場合には、研究を終了すること。

「技術基盤の整備の完了」とは、幌延深地層研究センターの地下施設において、調査技術やモデル化・解析技術が実際の地質環境に適用して、その有効性が示された状態を意味すること。

「地層処分の技術基盤の整備の完了が確認できれば」の確認は、国や原子力機構の外部評価委員会等で、外部専門家により行われるものと想定していること。

仮に、技術基盤の整備の完了が確認できず、研究を継続する必要がある場合には、原子力機構は、改めて計画変更の協議を申入れるが、協議が整わなければ計画は変更できず、第4期中長期目標期間で終了すること。

「埋戻しを行うことを具体的工程として示す」の具体的工程とは、施工方法、作業手順、期間等であること。

研究計画案の「処分概念オプションの実証」に記載した実証試験以外の立坑などの埋戻しは、本研究計画案では、研究対象としていないこと。

深度500Mでの研究については、第3期及び第4期中長期目標期間において、350M調査坑道で各研究に取り組む中で、深度500Mでも研究を行うことが必要とされた場合には、500Mの掘削を判断すること。

施設の安全確保対策については、設置してから長期間が経過している機械や設備については、更新や補修の計画を立てて、計画的に更新作業や補修作業を実施すること。

最後に、三者協定との整合性についての放射性核種の持ち込みについては、三者協定を遵守し、放射性廃棄物を持ち込まず、また、放射性核種を利用しなくても、有効なデータを取得できること。

国内外の関係機関の資金や人材の活用については、国内外の関係機関の資金や人材の活用の国内外の関係機関には、現時点で具体的な計画があるわけではないが、最終処分事業を行う実施主体であるNUMOも想定し得ること。

仮にNUMOの資金や人材を活用する場合でも、地下等の研究施設は、NUMOへの譲渡や貸与を行わないことを前提に、原子力機構が主体となって、原子力機構の研究目的や課題と整合し、原子力機構の責任において、研究施設を運営・管理すること。

原子力機構は、今後とも三者協定を遵守する認識があること。

地下施設は、最終処分場とせず、研究終了後に埋め戻すこと。

確認会議からは、以上のことについて、内容の精査を行ったとの報告を受けております。

一方、幌延町では、9月25日から開催された町政懇談会において、原子力機構から協議申入れのあった研究計画案の内容について説明し、町政懇談会の参加者から、20件のご意見と9件のご質問をいただきました。

ご質問のほとんどは、研究計画案の内容に関するご質問で、ご意見としては、町民は新聞等の報道による情報しかないから、報道内容が約束違反だという立場で主張され、それを聞かされることが憂鬱だとか、地下研究所にはいずれ廃棄物を埋めるという誤解を招いているというようなご意見や、将来のことだから結果はわからないが、沖縄の米軍基地のように、住民が反対しても、なし崩し的に国が持ってくるのではないかなどのご意見も出されましたが、日本における原子力に対する基礎研究は大切な研究であるから、引き続き研究が完璧に行われるように町として支援してほしいというのが、多くの町民の願いであるというようなご意見もいただきました。研究計画案の内容が難しく、多くの町民は理解していないのではないかというご指摘もありましたが、研究を継続してほしいという意見が過半数を超えておりました。

また、研究計画案の確認会議での確認結果を受けて、11月20日に北海道と共催で住民説明会を幌延町で開催するとともに、11月8日から11月27日までの間、町民からのご意見を募集いたしました。

11月20日の住民説明会では、幌延町民以外の参加者からは、三者協定を順守するなら、計画に沿って20年で研究を終了すべきであるとか、再延長を認めると幌延が最終処分場になる可能性があるなどのご意見が出された一方、幌延町民からは、幌延の地下研究施設は国内唯一の施設であるから、そこでのデータ収集は必要であるとか、当初計画には20年で研究をやめるとは書いていなく、20年という期限が大事ではなく、研究の成果を出すことが大切であり、処分技術の研究を途中でやめることはあり得ないというような、研究を継続すべきなどの意見が出されておりました。

11月8日から募集した町民からのご意見は、85名の方からご意見をいただき、中には、町外に在住され、幌延町内に在勤されている15名の方からもご意見をいただいております。

今回いただいたご意見をご紹介します。計画延長に反対の立場からは、3名の方からご意見をいただきました。

1番後ろに資料ついておりますけれども、その整理番号50番をご覧ください。

約束の20年程を過ぎても延長すると聞き、驚きです。三者協定を守るとされているものの、ズルズルと引き延ばし、最終処分場にすべく、水面下で決められているような気がしないでもありません。核燃で働いている人々に罪はありません。皆いい人ばかりです。町は人口減少をおそれ、延長に賛成かと思いますが、問題は別です。人口を増やすために、もっといろいろ考えるべきでしょう。核燃頼みの幌延町では困ります。と町の姿勢にも問題があるというご指摘や、52番をご覧ください。

52番では、地層処分は、工事開始から終了まで約100年、ガラス固化体に含まれる放射能の減衰まで100万年。この期間の活断層の変化・地下水の動きをどのように予測することができるのでしょうか。幌延深地層研究センターでの研究は、即刻終止符を打ち、埋め戻すべきです。とのご意見。

67番をご覧ください。当初計画は2001年から2020年までの計画で、三者協定の中で20年程度と町民や道民に約束してきたが、原子力機構は来年度以降の研究計画案で瑞浪も幌延も共に「おおむね適切に研究が遂行された」とする同じ文言の外部専門家の評価を紹介されている。瑞浪は終了、幌延は引き続き研究開発が必要と、研究期間延長理由もあいまいである。人工バリアー性能確認試験は、本家本元の高レベル廃液、ガラス固化体技術が確立されておらず、頓挫している。日本科学者会議も地中処分は見直すべきと提言しています。道民から募った意見でも研究延長の理由、必要性に対し疑問の声が多くあり、外部委員会等々の評価を踏まえ、研究継続が必要とあいまい答えに終始している。よって、なし崩し的な研究延長には反対である。とのご意見でした。

このご意見を除いた、82名からのご意見は、計画延長に賛成の立場としてのご意見でした。その一部をご紹介します。1番をご覧ください。

1番のご意見ですが、いかなる場合においても最終処分場となることは絶対反対です。そうなることのないよう、十分な確認をした上での延長をお願いしたい。NUMOの資金が投入されるのはとても不安である。文章の中に理解できない所があります。誰が見ても理解できる文章になることが望ましい。

59番をご覧ください。令和2年度以降の幌延深地層研究計画案に係る確認結果において、示された幌延深地層研究センターの必要性、妥当性、三者協定との整合性は、幌延町で研究が継続して行われる事由として充分だと思う。また、地層処分研究開発は、国に必要なものであり、協定を遵守し、放射性廃棄物を持ち込まず、これまで通りに研究が幌延町で行われることは、幌延町にとってもプラスであると思う。

61番です。原子力発電を止めても出続ける高レベル廃棄物処分の研究は、最終処分地が決まっても続けていかなければなりません。三者協定のもとで町内には核廃棄物を持ち込まない事が明記されており、町民の大多数がこのまま研究を続けてほしいと判断していることを鑑み、10年程度の延長は当然の事と思います。

続いて62番。幌延町に核のゴミを持って来る事は絶対あり得ない話であり、もしそんな事があれば反対し、追い返してしまう事であろう。周辺の町に迷惑はかけられないし、どんなにお金を払われても受け入れる考えは持ち合わせていない。

72番です。北海道や幌延町のホームページで確認会議の議事録を確認しましたが、いつも見る新聞の記事で見た内容と全くと言っていいほど内容が違って驚きました。確認会議の中では、原子力機構から申入れのあった研究計画案の内容について慎重に審議されたうえで、理論的に幌延の研究施設が最終処分場に転用されることはないことも確認されていましたが、そのことは全く取り上げられていません。憶測や少数意見を誇張し、情報が少ない私たち道民の不安をいわずらに煽り、世論の誘導を目論んでいるのではないかと、とても不安に感じましたし、恐ろしくも感じました。などと報道に対するご意見もありました。

85名から140のご意見をいただきましたが、ただいまご紹介したご意見以外については、お手元の資料によりご確認願います。

本日お配りした幌延町民からの意見の一覧につきましては、今後、公表する予定であります。

北海道も何らかの形で道民からのご意見について公表するとは思いますが、北海道と足並みをそろえて対応していこうと考えておりますので、議員の皆様から、情報発信することはお控えいただくようお願い申し上げます。

以上、令和2年度以降の幌延深地層研究計画案に係る確認結果についてのご説明といたします。

齋賀委員長

ありがとうございました。

ただいま説明ありました、令和2年度以降の幌延深地等研究計画案にかかわる確認結果について、何かお尋ねになりたいことがありましたら、指名を受けてから発言してください。

植村議員

2、3ちょっとお聞きしておきたいことがあるんですけども、今までのこの幌延の研究の中で、NUMOの資金が投与されてるっていうか、入ってるという実例はあるのか、ないのか。確認しているのか。

それともう一つは、埋戻しに関する話で、試験坑道の埋戻しはわかるんですけども、立坑に関する埋戻しは、この埋戻しの協定の中にも含まれているのか、含まれていないのか。2つ。

岩川副町長

NUMOの資金の件ですけども、これについてはまだNUMOとの共同研究だとかそういうことっていうのは、機構の方では相談も受けてないし、やってないので、資金は入っていません。ただ、エネ庁、国からの受託研究とかっていうことで、地層処分研究開発が行われてるようなことはあります。

それともう一つ、立坑の埋戻しについては、これは研究の対象外だということですので、仮に研究が終了したとしても、その後の埋戻しっていうのは、また研究とは別にやって、そこにモニタリングが入るかどうかわかりませんが、別の形で進められていくというふうに認識しています。

埋戻しは、地下施設は埋戻すということなんで当然、立坑も入ると思います。

齋賀委員長

皆さんその場で休憩してください。

(11時20分 休 憩)

(11時26分 開 議)

では、休憩を解いて、会議を再開します。

そのほか、確認結果について、案について、何かお伺いしたいことがある人は発言してください。

(一 同 無 言)

いいですか。

(「はい」の声あり)

ないようですので、以上をもちまして、令和2年度以降の幌延深地層研究計画案にかかわる確認結果についてはこれで閉じたいと思います。

情報交換のほうお願いします。

それでは続いて2つ目、JR宗谷線アクションプランに係る利用の少ない駅の廃止または自治体による維持管理についての説明を求めたいと思います。

藤田企画政策課長

宗谷線における利用の少ない駅の廃止または自治体による維持管理について、ご説明いたします。お手元の資料をご覧ください。

まずは、背景からご説明させていただきますが、別紙1をご覧ください。

この資料は、本年7月30日に実施された本年度第1回目の宗谷線アクションプラン実行委員会幹事会において、配布された資料でございます。

この度のJR北海道の提案は、アクションプランに掲げられているコストダウン対策の中で、アクションプラン策定前までは、乗車人員1日平均1人以下で通学生がいない、などとされていた自治体による維持管理の対象駅が、宗谷線では幌延町の4駅を含めて6駅だったんですけれども、この度のアクションプランでは、乗車人員1日平均3人以下として条件が変わったことで、各自治体維持管理対象の駅が、幌延町内の場合、問寒別駅を含めて、幌延駅以外の7駅で、宗谷本線全体では29駅が対象となりました。

JR北海道は、各対象駅の経常経費等及び今後10年程度で発生する大規模修繕想定経費を提示するので、これらを踏まえて自治体で維持管理するか、廃止するかを令和2年3月までに判断してほしいとの説明がありました。

その後、10月18日にJR北海道が私たち企画政策課に来庁され、8月に臨時利用実態調査を実施し、これを踏まえ、過去5年間の特定日調査における乗車人員1日平均3人以下の29駅を自治体による維持管理または廃止対象駅とする旨の説明をし、幌延町の場合、町内8駅中幌延駅以外の7駅、問寒別駅、糠南、雄信内、安牛、南幌延、上幌延、下沼がその対象駅であるという説明を受けました。

幌延町により駅を維持管理する場合の自治体負担額については、資料の中段2町内各対象駅の状況をご覧ください。各駅の維持管理経費が記載されております。

JR側から提示された自治体が負担すべき額ですが、7駅すべてを幌延町で管理とした場合、年間634万7千円です。うち圧縮可③と記載されているところをご覧ください。

駅の維持管理経費には、駅の巡回費用や反射ミラーや駅舎などの清掃等の経費も含まれておりますので、それらを町直営で実施した場合、JR側に支払う負担額を圧縮できるという意味でございます。

表の下から3段目に臨時費用小計の欄がありますが、この費用は各駅舎や乗降場の修繕が過去5年間で平均した経費を記載しております。

JR負担の費用とは、雄信内駅は交換機能を有する駅のため、その機能に係る費用はJR側で負担するということとなります。そのほかに、今後10年程度で想定されるホームなどの大規模修繕費用が、4千万円弱と示されています。

担当課といたしましては、受けた説明の中で、土盛りのホームが木製のホームよりも年間の維持管理経費が割高であることから、土盛りホームを木製ホームに変える場合の経費や今後10年程度で発生する大規模修繕想定経費について、過去の修繕履歴と今後想定される修繕周期、経費内訳などについて、照会しているところでございます。

土盛りホームを木製ホームに変える経費については、口頭で、1か所当たり3千万円程度という話は聞いております。正式な回答がきたら、また、お知らせをいたしたいと思っております。

町といたしましては、地域交通体系の有りかたや秘境駅を活用しての観光などを考慮して、今後の方向性を検討してまいりたいと考えておりますが、最終的な町の方針を決定する過程においては、議員の皆さんにご相談する機会を設けさせていただこうと考えております。

以上が宗谷線における利用の少ない駅の廃止または自治体による維持管理についてのご説明といたします。

斎賀委員長

ありがとうございました。

宗谷線における利用の少ない駅の廃止または自治体による維持管理についての説明がありました。このことについて、委員の皆さんから意見、質問等ありましたら、指名を受けて発言してください。

西澤委員

まず何点か確認したいんですけれども、自治体による維持管理をした場合は今までのとおり普通列車で、その駅は停止するということでよろしいのでしょうか。

藤田企画政策課長

そういう想定で、私たちもしているんですけれども、先日、JR本社のほうに副町長が出向いて、ちょっと特急が直通になるだとか何とかっていう、何とかしてくれませんかかっていうお願いを、沿線自治体の首長で行ってきた。議長も一緒に行かれたんですけど、そのときのちょっとあった説明では、最終的にはそういう駅は、ちょっと省略するような話もちらっとあったってというようなことなんですけど。今、協議会全体で話し合っております、今後どうあるべきかっていうのはいろんな、協議会の中で各町村の立場を共有しながらですね、やっていくことになるんだと思うんですけれども、そこは今の段階においては、普通列車の駅が各町村1駅になるとかっていうところまでは行っていないですし、地域交通の関係も幌延町は大きい話ですから、なるべく、町民が困らないようなことも考えていかなきゃならんかなというふうには考えております。

西澤委員

今の答弁ですと、例えばその協議会の中でという話も今出ましたけれども、各自治体が判断をして、この駅を残したいってというような、その自治体の裁量である程度決められるのか、それとも、そういうばらばらなことはJR北海道は受け付けなくて、協議会の中で、この3人以下を廃止するのか維持するのかっていう、2択になっているのかっていう、その辺はどうなんでしょうか。

藤田企画政策課長

JR側の提案では、廃止をするか、自治体で維持をしていくのかっていうのは、自治体で決めてくださいというような話になっておりますので、そういう言い方からすれば、当然、自治体で残すということになると、その駅は存続になるのだろうと。JRは今の段階では、そういう考え方には、という説明をしております、各自治体ともかなり対応には悩んでいると。

この前は、私が会議に出た感覚では、かなり迷っている。ほかの自治体も議会と既にいろいろ議論している自治体もございましたが、かなり対応については迷っているというのが実態だと思われま。

西澤委員

この文章でいつまでに判断するっていうところは、さっき説明あったかもしれませんが、もう1度お願いします。

藤田企画政策課長

来年の3月までにJR側に回答するというようなことになっております。

植村委員

今説明聞いて、おそらくうちの町が1番多い、秘境駅といわれる採算の合わない小さい駅が1番多い自治体でないかなというふうに思われます。

先ほども課長のほうから、この駅を利用した観光活動、秘境駅の活動をやってるということを見て、やはりこれらの駅が全て自治体で、うちの町で維持管理をしていくということになると、ここに出てる数字のとおり、全ての経費を合わせると630万ですか、という数字が算出されます。なおかつ今後、維持管理等々をしていくとなると、またこれに上乗せされていくということが、はっきりしてるというふうに思われます。

私としては、全ての駅を残すんじゃなくて、観光事業に携わる主な駅だけを残して、あとの駅はこの利用度見てとおりの利用度、これからもおそらく0に限りなく近い状態になってくるといふことを考えると、駅舎を改修していくと、そして急行、特急の高速化につなげていくということが自治体としては、有効な選択じゃないかなというふうに私は思ってます。

藤田企画政策課長。

貴重なご意見ありがとうございます。

そこらも含めて、今後ちょっと理事者と話し合っていかなければならないと思うんですけども、例えば、各町が皆そういう駅を廃止して、幌延町だけ残すとすると、各町は特急と同じところ止まって、幌延だけは普通列車と同じように止まるっていうのも、なかなか考えづらいのかなあということもあるので、やっぱりそこは協議会全体で意見交換しながら、足並みを揃えていく必要があるのではないかなというふうには考えておりますし、幌延町としましても、今年は南幌延駅を税金をかけて直しているですとか、去年は下沼駅を直している。そして、秘境駅の観光としては、糠南駅が全国的には有名で、来月ですね、クリスマスパーティーが開かれるんですけども、それが開かれると、その参加者っていうのは遠くからJRを利用してきたり、幌延の旅館、ホテルで泊まって、経済効果もかなりあるというような状況ですとか、あとは名林公園まつりでやっている秘境駅フェスタでも、たくさんの方が来町され、そこで出している秘境駅ツアー、バスツアーなんかでも、バス1台満杯になると。その人たちもJRを利用してきているし、幌延でも宿泊してるっていうことを考えると、やっぱり幌延でも、かなりの経済効果があるって担当課としては、考えております。

何かそういうイベントをやると、鉄道ファンの方が来町されて、いろいろお金落としていただけるっていうことで、それらの駅を全部廃止したときに、そういう経済効果もなくなってしまうっていうのは、経済的な打撃も町内で受けるんじゃないかっていうことも、今後判断していかなきゃならないと思います。

じゃあ例えば秘境駅って言っているながら、バスツアーでいろんな駅を周るんですけども、例えば、人気の高い糠南駅と、駅舎としては雄信内駅が木の駅だということで、やっぱりそれなりの人気があるっていう中で、雄信内は維持管理がかかるから手放すことになるだとかってなったときに、その秘境駅ツアーが成立するのかなですとか、そんなのもいろいろと、今後、町長は悩んで、担当課としても、いろいろ検討していかなきゃならないかなと。

ただ、1駅当たり、すごい100何10万ってかかるわけで、1人以下しか利用していないところに、毎年税金をそれだけ投入していいのかとか、観光の経済効果と、その費用対効果と町民の利便性、もしかすると町民の利便性っていうのは、今やろうとしているコミュニティ交通の中、若干は緩和されるかもしれないけれども、JRがなくなることによる、例えば税収が減るだとか、そういう経済効果を考えたときの話が、600万ぐらいの費用と、入ってくるお金との関係、その辺を十分に考えていかなきゃならないかなと。

当然、幌延町単町の話ではなくて、各町の繋がり、宗谷本線成り立っていますから、その辺の意見交換をしながら、慎重に判断していかなきゃならない問題じゃないかなあと。その過程で決定するに当たっては、やっぱり議員さんのご意見も、いろいろ聞きながら。植村委員の貴重なご意見も参考にさせていただきますけれども、今後、すぐに判断するのではなくて、そういうこともいろいろ検討した上で、町長以下判断してまいりたいというふうに考えております。

西澤委員

このJRの話の流れでいくと、結構いろいろ変わってきていたり、厳しい条件が出てきたりというふうな話になってきているかと思うんですけども、例えばこういう小さな駅を廃止すると。そして、町と町をつなぐようになった場合、普通列車が動くのかっていう危惧があるんですけども、それは特急と一緒にじゃないかかっていう話になって。ただ、幌延町の場合高校がないので、稚内に通われている方とか、病院通院されている方とかで、朝、7時ちょっと前の利用はあるというふうに認識してまして、この普通列車がなくなるというような危惧をまず持たれているのかっていうのが1つ。

例えば雄信内であれば、営業していて、雄信内の地域の人たちが利用しているということもあるんですけども、これは、隣の天塩町に雄信内駅の廃止という話が出て、協議会に天塩町も参加されているんですかね、その辺はちょっとわかりませんが、隣の天塩町にこれ相談する案件とかかっていうことになっているのかというところ、2点お願いします。

藤田企画政策課長

普通駅が無くなるのではないかかっていう心配は当然私どもしております、例えば、利用1人以下の駅を廃止していくと、必然的に特急止まる場所しか止まらない。幌延町でいくと、問寒別も1人以下ですから、そういうことになるとやっぱり問寒別の人にも困るんじゃないかと。あそこは市街地を形成しておりますので、そこは何とか阻止したいっていう考え方は持っておりますけれども、そういう問題があるっていうのと、幌延町単独ではいけないっていうのは、説明繰り返になりますけれども、各町が廃止した中で幌延町だけって言ったときに、そういう理論が成り立つとかっていう。今の段階でいけば、JRからいけば、各町村でそういう維持管理してくれるんなら止めますよっていう考え方が元になってるんですけども。それが、そのままJRが幌延以外を廃止したときにそういう考え方になるのかっていうのは、協議会の中でも確認されている事項ではありません。

また、雄信内駅は人口からいうと、天塩町の町民のほうが多いということで、前々から天塩町には相談しておりましたが、天塩町からは、誰も利用していないからどうでもいいよというようなお話をいただいております、町政懇談会、幌延町の町政懇談会においても、雄信内地区の雄興の方々から、何でそんな赤字なんか補填しなきゃならんのだというような意見もありましたので、雄信内については、一つ考え方のポイントとしては秘境駅としては木

の駅でなかなか人気のある駅だから、観光っていう面とその維持管理セットっていうか、セットにしていいのか、あそこは特に維持管理は高い交換駅になってるので、その辺の判断は、ちょっと悩むところじゃないかなと。

やっぱりバスツアーなんかやっても、糠南と雄信内駅っていうのはやっぱり人気のある域になっちゃいますから、それを無くしたときに、観光での経済効果にどれだけ影響があるのかっていうのは、町としては判断していかなきゃならないのではないかとすることは考えております。

ただ、天塩町からは、天塩町民を意識する必要はないですという話をされておりますので、そこは考えずに、幌延町としての価値をどう考えるかっていうところになるのかなということでございます。

岩川副町長

すいません、ちょっと補足させていただきます。

先般、稚内旭川間の特急、今乗りかえやってるんですけども、その札幌直通っていう要請、議長とともにしてきたんですけども、その要請の中でですね、ちょっと危機感を持ったんですけども、JRの役員の方は、特急直通化を図るには、車両をもうちょっと増やさなきゃならないんですけども、車両購入するのに1両3億円かかるんだと4両編成だと12億円かかりますよという話されたんですね。そういった経費を捻出するには、ある程度経費節減という部分もやっていかなきゃならないんだと。その中で、こういう言葉を使ってみました。特急と普通列車の一本化という、こういうことを考えて、勉強していかなければならないと。この2年間のアクションプランの中で、沿線自治体の皆さんとともに勉強し、検討していきたいと。早い話が特急の一本化ですから、特急だけにしちゃうのか、特急プラス主要な駅を停車する快速まで含まれてるのかどうか、ちょっと意図はわかりませんが、要は無人駅っていうか、利用の少ない駅を廃止していかないと、その辺の経費っていうのは出てきませんねというような、お話でした。

それと、その要請の後、天塩町の副町長さんと話す機会があって、雄信内駅についてはどうですかっていう話を聞きました。天塩町でも雄信内の住民の方を対象にお話を聞いたんですけども、そんなにっていうか、ほとんど利用していませんという話でしたので、私たちのことはあんまり考えなくてもいいですよっていうような、お話でした。

斎賀委員長

ほかに委員ありませんか。

(一同無言)

1つ私からいいですか。

これ今の説明は、今聞いたんですけどね、幌延町の場合だと、この幌延の、本町の駅以外、皆廃止になるかもしれない。それが決断っていうか自治体の意見が来年の3月までということですよ。来年の3月までに決断しないとイケないのに、何でマスコミが取り上げないんですかね。これは自治体が町民に知らせるべきなのか、町民の方は誰も知らないのに3月って、もう3ヵ月もないのにどうして取り上げられないのか。これはもうPRっていうか、放送、町民に知らせるのはもう自治体の役割なんだっていうことなんですか。

藤田企画政策課長

前回の会議もそうなんですけれども、前、私が議会事務局にいたとき、議長の随行で行ったときは、マスコミの方、随分いらしてたんですけれども、今回の会議もそうなんですけど、マスコミが全然来てなかったっていうのもあります。プレスにどういう投げ込みをしているのか、今回私が出た会議は、首長も議長も出席しない、幹事会ですから、何かを決めるっていうときは町長、議長が出た会議になるんだと思うんで、そのときはマスコミでいろいろと入ってくるんじゃないかなと思います。あくまでもちょっと課長レベルまでの会議だったんで、そういうことだったんじゃないかなと。大事な話を、決断しなきゃなんないっていうことだから、マスコミとしては当然、必要なかもしれないですけども、その辺の報道っていうのはもうJRの考え方があるのかなというふうに思ってますけれど、まだ決定する段階ではなくて、いつまでに判断してくださいよというような話の中では、ちょっとプレスの投げ込みをしないのかなと。そんなふうに想像の話なんですけれども、そんな状況でございます。

齋賀委員長

今後のスケジュールどうなっていくんですか。またこれからも、課長クラスの幹事会が近々あるんですか。それが終わって、今度町長クラスの会議になっていくんですか。

藤田企画政策課長

次の会議の案内は、今の段階では来ておりません。

だから今後の予定についてはちょっとわからないんですけれども、会議では自治体の判断を3月までという話をしておりますので、協議会としてはですね、何らかの動きがあるのではないかというふうには考えております。

補足なんですけれども、四半期ごとに幹事会やってますんで、年明け早々、幹事会が開催されて、また状況の確認はされると思います。

齋賀委員長

わかりました。

これを喋っていいですよ、町民に。こういう話題になってるっていうことで。

野々村町長

3月までに、やらなきゃいけないっていうのに知らないっていうほうがおかしい。まだだけ、こうなりましたっていう話ではないことだけは、大前提にしてください。そういうことで、今、どうしますかっていうお伺いが来てるっていうことだけは確か。

齋賀委員長

ほかに委員ありませんか。

(「ありません」の声あり)

ではないようですので、以上をもちまして、JR宗谷線アクションプランにかかわる利用の少ない駅の廃止または自治体による維持管理についてはこれで閉じたいと思いますので、また引き続き情報交換をよろしくお願ひしたいと思います。

以上をもちまして、午前中のまちづくり常任委員会を閉じまして、昼1時10分から総務財政課所管の常任委員会を再開しますので、休憩してください。

(11時58分 休憩)

(13時08分 開議)

齋賀委員長

それでは、会議を再開します。

午前中に引き続き、調査事項2つ目、総務財政課所管、人事院勧告に伴う給与条例等の改正についてであります。これについて説明を求めたいと思います。

藤井総務財政課長

午前中に引き続き、常任委員会お疲れさまでございます。

総務財政課からは2件、説明したい事項がございます。

まず、議会運営委員会でもご説明しておりましたけども、人事院勧告に伴って、職員の給与の関係の法律が改正されました。

それらがですね、8月7日付けで人事院が国会及び内閣に対して勧告をしております。

そのあと内閣、政府は、閣議決定をした後に衆議院、参議院ということで、11月15日付けで可決をしておりますして、21日に法律が公布されているという状況になってます。

この法律の改正に対しまして、幌延町でも関係する条例の改正をするということで、四角で囲った下のほうに記載している、次の条例の一部改正が必要になるということでございます。

概要として見れば、①番の町長等の給与に関する条例、②番の幌延町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例につきましては、この法律については期末勤勉手当の改正がございましたので、それらに関する条例改正ということでご認識していただければと思います。

③の職員の給与に関する条例につきましては、以下、改正概要というところの1から4番というところの改正になります。

まず、改正の内容、全体的な人事院勧告の改正の概要ですが、1番目の月齢給の改定ということで、民間格差を解消するために、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げると。平均改定率が0.1%ということで、初任給については、大卒1,500円、高卒は2千円の引き上げを行うということです。

この初任給の引き上げを行うことで、それぞれの給料表1級、2級、3級、4級、5級、6級というのが幌延町で持っている条例なんですけど、そのうちの5級の若干、何号俸って詳しいことはちょっと調べきれてないんですけど、5級の前半までは影響あるのかなと思っております。

下のほうの100に近いぐらいの号俸になると、影響額がほとんどなく、いわゆる若年層、最初の若い数字のほうの号俸のところの影響が出ているということになります。

2番目の特別給（ボーナス）の改定ということで、括弧付のボーナスとわかりやすく記載してございますけれども、期末手当のことでございます。

こちらのほうは、年間4.45月分から4.5月分ということで、0.05月分の引き上げということになります。

その上のほうに令和元年12月期から改定というふうになってますが、1番目に戻ります。

月齢級の改正につきましては、平成31年4月1日からの改定ということで、遡っての改正になります。

そして2番目につきましては、12月期からの改定ということで、この4.5から4.45を差し引いた0.05月分を12月期にお支払いをすると、支給するということになります。

なお、条例改正につきましては、最初そういうような改正文がありまして、その後に次年度以降は6月0.025、12月0.025というふうに半分ずつに振り分ける条例改正になっております。

3番目の住居手当の改定でございます。

こちらのほうは、支給対象となる家賃額の下限を引き上げて、それが1万2千円という下限があったんですが、これを1万6千円に引き上げると。手当の支給対象となる家賃額、いわゆる家賃の額ですね、を引き上げるということです。

次に、手当の額の上限を引き上げるということで手当、いわゆる住居手当として支給する額の上限を引き上げるということで、今までは2万7千円が上限だったんですが、それを2万8千円まで引き上げるというような改正になっております。

4番目につきましては、直接人事院勧告にはあまり関係がございませんけども、地方公務員につきましては、労働基準法が適用されておりまして、その労働基準法が適応されるにもかかわらず、時間外勤務手当の算定基礎に寒冷地手当が含まれていないというようなことを、ある自治体が労働基準監督署から是正勧告を受けたということになります。

いわゆる、ちょっと厳しい言葉で言うと労働基準法違反という、そういう言葉になるんですけども、そういった是正勧告を受けたことに伴って、全国自治体でもそれを重く受けとめて、それらの所要の改正を進めているところもあれば、まだしていないところも実際問題あるということでは、本町については法令遵守の観点から早期是正を図るため改正をしようというものであります。

こちらにつきましては令和2年4月1日から改定をするというような条例改正を考えております。施行期日につきましては公布の日からということで、一部の規定は令和2年4月1日とあるのは、住居手当の分と今の時間外勤務手当の分ということになります。

以上、人事院勧告に伴う給与条例等の改正についての説明とします。

齋賀委員長

ありがとうございました。

ただいまの人事院勧告に伴う給与条例等の改正について、この件について皆さんから質問、意見を伺いたいと思います。

意見のある方は、指名を受けてからマイクのスイッチを入れて発言してください。

(「ありません」の声あり)

では、人事院勧告に伴う給与条例等の改正についてはこれで閉じたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、幌延町会計年度任用職員制度についての説明を求めたいと思います。

藤井総務財政課長

引き続きまして、幌延町会計年度任用職員制度について、ご説明をさせていただきます。

こちらのほうはですね、ちょっと平たく言えばですね、臨時職員、パート職員、これらの言葉が会計年度任用職員ということに変わりますということで、まず前提としてご認識していただければと思います。

説明文にも1行目から書いてありますが、地方公務員の臨時非常勤職員は、というふうに書いてるんですが、ちょっと僕もほかのところを引用したんですが、この表現にもちょっと疑問を感じて、公務員の臨時非常勤職員はっていう、いわゆる自治体で勤務している臨時非

常勤職員は、ということでご理解いただければと思いますが、総数が平成28年4月現在で64万人と増加傾向にあるということで、資料によりますと平成17年4月現在は45万人ということで、だんだん増えているというような現状だそうでございます。

あと、この臨時職員、非常勤職員につきましては、窓口業務、内部事務、または各施設のさまざまな分野で活躍しているということでは、我々職員では担えない部分、もしくは簡略できないような仕事、そういったものを担っていただいていることから、地方行政の重要な担い手であるという認識でございます。

一方でこの臨時非常勤職員という制度が不透明であったということでは、地方公務員法においても、あまりそういったところの詳しい表現がされてません。そういったところも国としては考えようということで、新たな法律をつくるために、地方公務員法と地方自治法の一部改正を行ったというような認識になると思います。

次の尖った矢印のところの導入ということなんですけど、今説明したとおり、公務員法と自治法の一部改正で、いわゆる臨時職員ですとか非常勤職員、ここら辺の制度をちゃんと創設しましょうということで、その創設したところでは、任用とか服務規律等の整備を図って、任用の要件を厳格化しましょうというようなことが主眼でございます。

この法律を受けて、さあ、自治体ではどういうことが起きるのかということでは、2番目の任用根拠の明確化、適正化というところで、2番の①から③のどの区分に現状の方達が当てはまるのかという準備をしなければいけないというような準備がございました。

若干ちょっとまだ準備が整っていないんですけども、大まかに言うところの3つで分かれてくるということで、ご認識をしていただければと思います。

更に、下のほうに(1)ということで、1番前提にですね、地方公務員法では特別職非常勤職員と一般職という言葉を使ってるんですが、この特別職非常勤職員に誰々が、どの委員さんがってというようなことが当てはまるのかを、まず検討しなさいというような趣旨でございます。それで、準備を進めております。

これもちょっとわかりにくいので、2枚目をめくってください。

裏面にちょっと図柄が出ておまして、左がこの法律の改正前の形態でございます。常勤職員等というのは我々職員のこと。プラスアルファ臨時的任用職員とあるんですが、この臨時的というのは本町で扱ってませんのでいいんですけども、その下の一般職非常勤職員というところが、今国が我々の自治体などに指摘というか、改善、厳格化のための整備をしないと言ってるのが一般職非常勤職員ですね。ここに当てはまるということです。

その下に特別職非常勤職員とあるのは、いわば何々委員さん、町長も議員さんも含め、この部分が特別職非常勤職員に当てはまりますということでご認識ください。

私人と書いてるのはそれぞれ契約をして、いろんなことの作業していただいているような人ですよということで、理解をしていただければと思います。

この左側が、右側のほうに改正されるということになります。

当然、常勤職員等という部分については、何ら問題はございませんが、この一般職非常勤職員というのが、全て会計年度任用職員という表現に変わるということで、ご理解いただければと思います。

更にですね、下のほうの特別職非常勤職員というのが、下のほうに法律の条項文が書いてあるんですが、ちょっと見えづらくて恐縮ですが、新地公法では3条3項1号、2号、3号、3号の2、5号というふうに区分けされてます。

左のほうに行くとはですね、旧地公法ということで、3条3項は一緒なんですけど、1号、2号、3号、4号、5号ということで、3号の2が追加されているわけですね。こういう部分を、いわゆる厳格化というような、国は表現をしているということをごさいますて、よりちゃんと明確にしていこうというような内容でございます。

その特別職非常勤職員以外は、今雇用している、働いていただいている職員、臨時職員、パート職員については会計年度任用職員に概ねに当てはまりますよとは言われているものの、まず準備としては、特別職非常勤職員に該当するかどうかということ当てはめていかなければいけないという作業があります。それが、その図の下のほうの特別職非常勤職員に該当するかということになります。

ざっと読んでいただければ何となくイメージが湧くのかなと思いますが、アのほうについては、3条3項第1号は教育委員さんであるとか、選挙管理委員さんである、監査委員さんであるというような条例上に整備がされているような委員さん。

イのほうは2号っていうことでは町長また教育委員会の附属機関の委員ということ。

ウのほうに行きますと3号の2、次の3ページ目になりますが、これは投票管理者であったりというような、そういう区分分けですね。

5号については、消防団員というようなことを記載してます。

オのほうでは、3項の第3号に該当するかということで、こちらのほうは、具体的な明記ではなくて、その下の丸が3つありますが、全ての要件を満たす必要がありますと記載されてますが、専門的な知識、経験、または識見を有する当該知識経験等に基づき事務を行う。事務の種類は助言、調査、診断または総務省令で定める事務ということで、具体的には、顧問や参与の職、いずれも助言を行う職とかですね、介護保険法に規定している要介護認定または要支援認定に関する処分に対する審査請求の事件に関し、専門事項を調査させるための専門調査委員ですとか、学校医、学校歯科医というようなことに限定をされるということになります。

これらの非常勤特別職非常勤職員をまず選別をしまして、そのあとに残ったという表現がよろしいのかちょっと適正ではないかもしれませんが、いわゆる雇用されている、または行政として業務に当たっていただいている方達は、会計年度任用職員になりますということになってます。

この下のほうの表につきましては、イエスノーということで、その判断をするためにはこういうような意味合いで、該当するのイエスノーで、ノーの場合はこうです、イエスの場合はこうですというようなことの参考資料ということで、ご覧ください。

そして、本町の場合はということで4ページをおめぐりください。

前段に触れておきますが、全ての委員さんの数でございませんで、すいませんご理解ください。当町の特別職非常勤職員の現状分析ということで1から28まで記載しておるといことです。

これらの今の説明から、この表の2行目に、地公法第3条3項該当ということでは、下のほうに1号該当、3号の2該当、2号該当、非該当みたいな表現をしております。

右側の振り分けということでは特別職非常勤職員ということで、こちらのほうのいわゆる先ほど説明した、まずは特別職非常勤職員なのかどうかを先にやってから、次に月額、月額パートの臨時職員の区分がございしますが、これらについては年度が漏れてますが、会計年度任用職員ということで、フルタイム、もしくはパートというような記載で整理をしているところがございます。

非該当のところ、1番目につくのは交通指導員ということなんですが、この交通指導員については今回の厳格化に伴ってですね、普通の委員さん、普通というところとちょっとどれが普通なのかという認識なんですが、委員さんではないということで、国のほうでは認識をしているところです。

この非該当になった人たちはどうなるんだということで、会計年度任用職員のほうで、いわゆるその報酬分はお支払いしますよということなので、いわゆる身分というか、立場というか、そういった部分が変わりますよということなので認識していただければと思います。

この非該当になった方たちについては、会計年度任用職員という区分分けのフルタイムなのか、パートなのかということで、こちらのほうは、我々の職員と同様、7時間45分の1日勤務、もしくは週の38.45の勤務。この方たちについては、臨時職員であっても、会計年度任用職員のフルタイムに当てはまるよということがございます。

それ以外についてはパートということになっていきます。ということで、4ページ、5ページの資料が、そういう説明となります。

6ページについては、それぞれに、今説明しました区分分けをしながら、関係条例、規則等を規定しなきゃいけないということを明記してまして、それらの条例等を今回の12月定例会において、新規制定2件といわゆる職員側のところにも会計年度任用職員という文言を追加しなければいけないことから、一部改正1本の合計3本を関連として、条例制定、改正を提案させていただくという流れになります。

あと、以下の資料としては6ページ、7ページにいろいろと記載してございますが、こちらのほうは、条例の中に含まれていくような考え方のものとか、実際に運用するとか服務規程ですとか、募集採用にあたってはということなので、条例改正等でまた議案のときにも説明していきたいと思っております。

ただ、会計年度任用職員についてはですね、今まで例えば懲罰の審査というの、実は、ある部分では、懲罰審査みたいな案件に対象になることもあったんですけども、厳格にこういう会計年度任用職員になった場合については、厳格にその対象になりますよですとか、もしくは休暇も夏季休暇も付与するよとか、いわゆる職員とほぼ同様のいわゆる服務規程になってます。

そういう部分からすると、責任度合いは以前よりはちょっと高まっているという認識になるかと思っておりますので、その部分では人事評価の対象にもなりますし、ちょっとですね、仕事量が、我々としてみれば仕事量が増えてくるし、それぞれ臨時職員の方、パート職員の方はそういう責任の中で、業務に当たっていただくということでは、ちょっと責任感的なところのストレス、ハードルは上がってるのかなと思いますけども、いわゆる支給額ですとか、給料ですとか、それは細かなちょっとルールがあるんですけども、今現行もらっている報酬として支払っているものを下回るということは絶対避けなければいけないので、下がるということにはならないような仕組みを考えてまして、条例だけはちょっと読み取れません。こ

れから規則もつくらなきゃいけないので、そういう部分では12月定例会に条例改正をしますが、規則まではちょっと今、完全なものに仕上がってないので、細かいところまではちょっと詰め切れてませんが、ベースの考え方は、現行より下がるというふうな不利益、そういったものは講じないようにしようというふうに考えております。

そういったことが今の会計年度任用職員制度ということで、理解しづらいかもしれませんが、説明を終わります。

斎賀委員長

ただいま、幌延町会計年度任用職員制度について説明をいただきました。ありがとうございます。

この件につきまして皆さんから質問、意見等を伺いたいと思います。指名を受けてから発言をしてください。

西澤委員

会計年度任用職員というふうになると、それぞれの自治体で臨時職員を雇うときの取り決めなんかは、法律ができるので統一されるということであって、各自自治体の裁量みたいなどころがなくなるというふうに考えられるのでしょうか。

藤井総務財政課長

基本的な考え方の服務規程部分、例えば休みはこうですよですとか、懲戒処分の対象になりますよ、夏季休暇もとれますよ、ここの部分は統一されると思います。ただ給与体系については元々各自自治体の支給体系が違うので、その部分は異なるのかなというふうには思っています。

ただ、現行我々の臨時事職員の支給の基礎となる考え方は、行政職の給料表2級というものを使ってまして。看護師さんたちは医療職を使ってるんですが、そういうふうに分けてるので、各自自治体もベースの考え方は多分一緒ではないかなと思うんですよ。ところがそれが同額のところにいくのかっていうのは、各自自治体の考え方なので、今支給されている金額がベースとして考えていくんじゃないかなというふうには考えております。

西澤委員

これを機にっていうか、学校で公務補助、前の制度がなくなって公務補助制度に変わったっていうのがあったときにですね、給与面とかも含めて、総務のやってるやつもそうなんですけれども、ちらっと聞いたところではそこは、体系がちょっと違うっていう話を聞いたんですけどその確認をまず、できますか。

藤井総務財政課長

まず、学校公務の関係の特例臨時職員というのが月額給で支給しています。例えば役場の業務をしていただいているという、職員と同じように勤務している方については、日額で支払っているということになります。

なので、ちょっと区分分けはそこで異なっているので、この4枚目、5枚目に月額と日額とっていう、パートと3区分で表記をしているのはその区分の分け方だという認識でいいと思います。

西澤委員

この制度の話とは変わってくるんですけども、臨時職員、臨時職員と名前がついていて、ずっといるに臨時ってどういうことなんだっていうのがよく聞かれたことです。こういう名

前に変わってそういう批判はなくなるのかなとは思いますが基本的にはいろんな働き方、パートさんみたいな枠で働きたいという人も、もちろんいらっしゃると思うので全てではないんですけども、通年ずっと変わらず仕事をされているにも係らず、待遇面で、臨時ですって来てて、退職金みたいな手当みたいなのがないというところは、非常に制度として不備かなっていうところはあると思います。そのへん、これを機にですね、どこの職でどうなってるかっていうおおよそは想像つくんですけど、そういうような体制を幌延町は考えていくのかっていうところですね。

藤井総務財政課長

まず、そこの部分でいくとですね、幌延町の臨時職員、パートさんはどうか分かりませんが、臨時職員の日額及び月例と言われている臨時職員については、他町よりも多分優遇されてると思います。期末手当を支給するとか、休暇がどうですとか、何日付与するとかっていう部分については、私も庶務担当係長でいた時も比較をしてみました、他所の町から見ると、かなり優遇されている。毎年ちゃんと昇給をされるというような仕組みもつくっているんで、そういう部分では、実は逆に言うと職員と余り変わらないような勤務体系じゃないかというご指摘も受けるかもしれません。

ただ、そこの中ではちょっと正式な公務員という部分の、試験を受けた公務員と受けていない臨時職員の差はやっぱりつけましようということで、今の体系を構築したということで、まずはご認識していただければと思います。

もう一つ、例えばそういう昇給についてはあったんですけども、退職をした後に何も無いんじゃないかっていう部分はおっしゃるとおりでございまして、今回の会計年度任用職員について、1年目は社会保険に加入するということ、2年目からは、フルタイムで勤務したものは、共済に加入。いわゆる市町村職員共済に加入。同時に、退職手当のほうにも影響が出てくる。いわゆる事業主負担が出てくるということでは、今回この制度が始まることで、我々事業主の側の負担額が増えるので、予算規模は増えます。間違いなく。そういうようなことからすると今西澤委員さんがおっしゃってるような、待遇面ではちょっと改善されてきたのかなというふうには思っております。

無量谷委員

今言われた待遇措置のね、これ役場庁舎の臨時とパートって感じなんだけど、幌延町の北星園とござくらあるんだけど、そっちのほうもこのような形の体制をとるのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

藤井総務財政課長

基本的な考えでいくと、法人が別格。法人格が別ですので、それぞれ企業体系は別になります。

ただ当初ですね、運営するときに、町の給与の条例を引用して使ってたっていう部分だけはあるのかもしれませんが、それを適用しなさいとか、適用しなければいけないとか、そういう認識ではないはずですので、そこはそれぞれの法人の方たちが判断して決めることだと思います。

共済に入るとか、退職手当がどうですとかっていうのは、いわゆる法人格が違うので、我々公務員はそういうことの制度の共済ですとか、そういったものに参加できますけど、いわゆる福祉会は別格ですから、共済には当然入れませんってなるので、考え方ですとか制

度をつくる上ではあり得る話かもしれませんが、全く別の話ですよということで、認識してください。

齋賀委員長

他に委員ありませんか。

植村委員

今、西澤委員の質問で、幌延町はそんなに待遇的にも、他町村から比べたら悪くないですよということなんですけども、実際のところ、今年ですか、昨年でしたか、学校の関係で、臨時職員募集したという経緯があって、なかなか見つからないと。本当に間際まで人探しをしてたという実態。その原因は何かっていうと、やはり報酬、手当が非常に低いと。公務員の資格がないということで、そういう差を作る状況になってるということなんですけども、やはり、これからもそういった臨職を募集かけたときに、今までの給与体制で募集をかけるのかどうか。やはり何級か上げた中でやっていかなきゃならないんでないかっていう気があの時はしてたんですけども。年か勤めた方はそれなりに体系を見直した形にしてますよということなんですけども、あまりにも最初の給与体系が低過ぎるんでないのかなというふうに、うちのね、そんな気がしたんですけど、今、他町から比べたらかなり優遇されて、恵まれてますよってという話なんで、どうなのかなと思っても聞いたんですけど、その辺の考え方としてはどうなのでしょう。

藤井総務財政課長

正直に申し上げます。臨時職員、パート職員、今までの体系のほうが、初任給を任意に設定できたと思います。例えば初任給が15万からでいいですよとかっていう仕組みは、今までのほうができると思います。

ただ、これから今この法律に則った条例を制定してしまうとですね、いわゆる初任給がいくらですとか、いわゆる経験年数があるから、この方たちは何級、いわゆる職員の給与の雰囲気と似ているので、何級何号俸とか、そこに当てはまりますよとか、そういうふうになるので、より厳密にというか、初めて働く、いわゆる募集をかけたときの単価というのは、もうあらかじめ规则的に決まってしまう可能性があるということ。そういうことを考えた場合にですね、植村委員がおっしゃるとおり、人手をせっかく募集しても、応募がないという部分も、もしかしたら発生するのも、リスクとしてはあり得るかなというふうにも、この制度を読んでいて感じたところです。

ですが、そういう意味では、臨時職員の募集で賃金がいくらでっていう月額を表示しても、手当が出ますとかってあまりないんですよ。そういう部分ではもしかすると、今度は手当という言葉が明確にうたわれることも可能でしょうし、確かしなければいけないようなことも書いてあったので、そういう部分は解消されますが、いわゆるそのベースとなる基本給のところについては、今説明したとおり、もしかしたら、元よりちょっとシビアになって、任意にというか、そういうような仕組みにはならないのかなというふうには予測してます。

齋賀委員長

ほかに委員ありませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、幌延町会計年度任用職員制度についてはこれで閉じたいと思いますのでよろしくをお願いします。

3、その他。ありますか。

(「ありません」の声あり)

ではないようですので、その他閉じます。

以上をもちまして、第11回まちづくり常任委員会の全日程を終了しました。

どうもご苦労さまでした。

(13時43分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため署名する。

委員長 齋賀弘孝

以上、記録する。

主事 満保希来